



北海道

あこがれの北海道でサイクリング!
「サポートタクシー」と「ガイドライダー」が伴走
体力に自信のない方も安心のサポート付ツアー

北海道阿寒摩周で おいしいサイクリング フルサポートで安心!

3日間



Photograph by Bungo Kimura

アイヌ料理の店民芸喫茶ボロンノ



Photograph by Bungo Kimura

大自然あふれる北海道でもディープなひがし北海道で
サイクリングとグルメを思う存分楽しむことができるグルメライド!
爽やかな風と雄大な阿寒摩周国立公園の大自然の中を疾走!
自然の恵みいっぱいの地元食材とアイヌ文化の魅力満載の
食と文化と温泉をめぐる新しいサイクリングツアー!

【旅行代金:お一人様】

※子供料金同額

109,000円(税込)

【催行日】2019年9月21日(土)~9月23日(月・祝) 2泊3日

【利用ホテル】1泊目 阿寒湖温泉 温泉処・食事処 両国総本店(和室 アウトバス・アウトトレイ)
2泊目 川湯温泉 KKRかわゆ(和室)

【食 事】朝食2回、昼食3回、夕食2回

【参加条件】1日80km以上走行可能な方

【募集人員・締切】8名 最少催行人数(4名) 9月7日(土)申込締切
最少催行人数に達しない場合は催行いたしません。

【集合場所・時間】9月21日 10:00 たんちょう釧路空港 1階着ロビーでガイドライダーがお待ちしています。

【添 乗 員】添乗員は同行いたしません。ただし、ガイドライダーが同行いたします。

【レンタルサイクル】ご希望の方はお問い合わせください。(有料)

【利用予定タクシー会社】有限会社阿寒観光ハイヤー

旅行代金に 宿泊代金・食事代・施設入場料(マンゴー農園・渡辺体験牧場)・入浴料(ホテルTAITO)
含まれるもの サポートタクシー代金(エイド食含む)・サイクルガイド料金・主催旅行保険

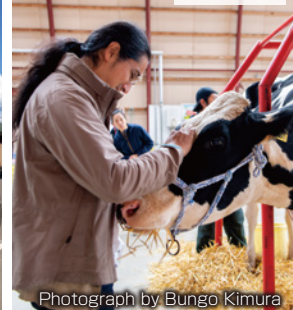
※お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

予約・お問合せ/NPO法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構 協力/(一社)摩周湖観光協会
<https://ja.kushiro-lakeakan.com/news/12865/> TEL.0154-67-3200
ご予約はHPから、お申し込みいただけます。

阿寒観光ハイヤーサポートタクシー



渡辺体験牧場



Photograph by Bungo Kimura

屈斜路湖(砂湯)「レトラチップ」



Photograph by Bungo Kimura

※写真はイメージです。

スケジュール(行程表)

※天候等によりコースの変更やサイクリングができない場合があります。走行できない場合は次の目的地までサポートタクシーでお送りいたします。

DAY1

9月21日(土)

DAY1

サイクリングルート

○阿寒湖温泉～オンネトー～阿寒湖温泉(走行距離40km・獲得標高462m)
たんちよう釧路空港/集合(10:00)・出発(11:00) ●阿寒湖温泉/昼食(温泉処・食事処 両国総本店)/(午後)温泉処・食事処 両国総本店 ●オンネトー 温泉処・食事処 両国総本店/自由行動/温泉処・食事処 両国総本店 ●夕食(アイヌ料理の店民芸喫茶「ポロンノ」) 温泉処・食事処 両国総本店[阿寒湖温泉泊]
※10:00にたんちよう釧路空港集合、空港敷地内で自転車を組み立て後11:00に出発いたします。

おススメポイント

阿寒湖に到着したら、早速エネルギーチャージ!エゾシカ内、ワカサギといった阿寒湖の食材をつかったスペシャルランチを「食事処両国総本店」で。昼食をとったらいよいよサイクリングスタート。
坂道を上ると現れる北海道三大秘湖の「オンネトー」。雌阿寒岳の景色と色濃く様々な色に変化し輝くオンネトー。森に癒され、湖で存んでください。
夕食はアイヌ料理。アイヌ料理の店民芸喫茶「ポロンノ」で山湖の恵みを活かした伝統の味を、ご主人のお話とともに楽しめください。
1日目の疲れは、阿寒湖温泉でゆっくり癒してください。

DAY2

9月22日(日)

DAY2

サイクリングルート

○阿寒湖温泉～弟子屈町～屈斜路湖～川湯温泉(走行距離74km・獲得標高603m)
温泉処・食事処 両国総本店/集合(8:00)・出発(8:30) ●弟子屈町ファームビーブル(マンゴー農園訪問) ●休憩(道の駅「摩周温泉」) ●屈斜路湖・砂湯/昼食(砂湯レストハウスレタラチップ) ●硫黄山見学 川湯温泉/KKRかわゆ ●夕食/[森のホール] KKRかわゆ[川湯温泉宿泊]

おススメポイント

早朝からサイクリングスタート。この日最初のハイライトは双岳台。阿寒摩周国立公園の雄大な景色、日本百名山の雄阿寒岳、雌阿寒岳を同時に眺めます。双岳台を後にして、弟子屈町のマンゴー農園めぐしてダウンヒルサイクリング。厳冬の地で南国フルーツ「マンゴー」!?温泉熱を活用して栽培するマンゴー農園を見学。屈斜路湖では「砂湯」体験。砂浜を掘ればたちまち足湯のできあがり!ライド途中の足の疲れを癒しましょう。この日は、地元食材をふんだんに使った食事をこ得意、昼食は屈斜路湖が眼下に広がるレストラン「レタラチップ」で、夕食は川湯温泉駅前にあるかわゆらしい「けいまいのカフェ」森のホール」で。弟子屈町の魅力的な食材・料理とゆったりとした時間をお楽しみください。2日目の疲れは、川湯温泉でゆっくり癒してください。

DAY3

9月23日(月)

DAY3

サイクリングルート

○川湯温泉～摩周湖～弟子屈町～鶴居村(走行距離83km・獲得標高1025m)
KKRかわゆ/集合(8:00)・出発(8:30) ●摩周湖第一展望台 ●渡辺体験牧場(搾乳・餌やり・チーズプレート) ●弟子屈町市街/昼食(両国食堂・摩周そば) ●900草原見学 ●鶴居村着/[ホテルTAITO] たんちよう釧路空港/ツアー終了・解散(18:00予定)

おススメポイント

この日も早朝からサイクリングスタート。最大の見所、絶景「摩周湖」。急な坂道を上り目指します。上り坂に自信の方でも、サポートタクシーがあるので安心ください!
「渡辺体験牧場」では、搾乳、餌やりの体験をしていただき、育てている牛とのふれあいを体験していただいた後、手作りのチーズプレートをいただきます。昼食は弟子屈の幻の蕎麦粉を使った摩周そば、香香く、青みがかった色が特徴のそばを「両国食堂」でいただきます。
そして、最後のサイクリング。牧草地を横目にゴール鶴居村を目指します。ホテルTAITOの温泉につかり、3日間のサイクリングの旅を振り返ってみては。

〈凡例〉 サポートカータクシー / 自転車 / ●下車観光 / ●入場体験

(この募集広告は、旅行業法第12条の4に定めた「取引条件説明書面」の一部です。)

NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 国内募集型企画旅行条件書

- 1.募集型企画旅行契約
この旅行は、NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構(以下「当機構」といいます。)企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
旅行内容・条件は、下記およびホームページ、パンフレット旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当機構旅行予約款募集型企画旅行契約の部にあります。
- 2.旅行のお申し込みと契約の成立時期
(1)所定の旅行申込書(以下、「申込書」といいます。))に所定事項を記入のうえ、本項(4)で定める申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただき、その一部として繰り入れます。
(2)電話、郵便及びファックスその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当機構が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当機構はお申込みなかったものとして取り扱います。
(3)旅行契約は、前号より申込金を当機構が受領したときに、成立いたします。
(4)申込金は、1人21,800円(税込)です。
- 3.お申し込み条件
(1)未成年者が参加する場合は、原則親権者等の同意書の提出が必要です。旅行開始時点で15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当機構の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(3)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(4)お客様が当機構に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(5)お客様が風俗を流布し、偽装を用い若しくは威力を用いて当機構の信用を毀損若しくは当機構の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(6)健康を害している方、車椅子などの器具が利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊婦の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、導盲犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当機構からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
(7)前号のお申し出を受けた場合、当機構は、可能な範囲内でこれに準じてお断し、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でもそれらを申し出ただけとすることがあります。
(8)当機構は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらずに送迎サービスの提供その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため中止を断じ得るとは、お客様にあらかじめお伝えするが当該事由が当機構の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。
- 4.旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に於ける日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日当機構が指定する期日までににお支払いいただきます。
- 5.旅行契約内容の変更
当機構は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらずに送迎サービスの提供その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため中止を断じ得るとは、お客様にあらかじめお伝えするが当該事由が当機構の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。
- 6.旅行代金の変更
当機構は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当機構は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の増額、又はは減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお客様へ通知いたします。
(2)当機構は前号の定めを適用する場合、料金の減額が生じた場合は、同号の定めに基づき、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3)前項により旅行内容の変更に伴い、旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれら支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを提供を行われないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋数その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
(4)当機構は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当機構の責任に帰する事由により当該利用人員が異なることを契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- 7.取消料
(1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行契約を解除する場合、取消料をいただきます。
(2)当機構の責任とならないローンの取扱いに基づき、旅行契約を解除する場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
(3)お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等が旅行行程の一部の変更については、旅行契約全体の解除とみなし、所定取消料を受取ります。
- 8.旅行開始前のお客様による解除
お客様は以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし解除解除のお申し出の受付は、お申し込みいただいた当機構の営業時間内とします。

ライドツアーマップ



※破損の程度により、有料となる場合があります。

取消日(旅行開始日に対して)	取消料(お一人)
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日以前の解除	無 料
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前に当たる日以前の解除(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以前の解除(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以前の解除(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の40%
ホ 旅行開始日当日に解除(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ヘ 旅行開始後の解除又は無運送不参加	旅行代金の100%

- 9.旅行開始後のお客様による解除
(1)お客様の都合により、途中で契約を解除又は離脱(離断)された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
(2)お客様は、お客様の責任に帰すべき事由によらず契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当機構がその旨を告げたときは、前項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく受領できなかった部分の契約を解除することができます。
(3)本項(1)の「2」の場合、当機構は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに對し取消料、違約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責任に帰すべき事由によるものないことに限り)を差し引いた金額をお客様へ払い戻します。
- 10.添乗員
当該募集型企画旅行において、添乗員は同行いたしますが、旅行サービス提供者が当機構の認める必要業務を行います。
- 11.当機構の責任
(1)当機構は、契約の履行に当たって、当機構の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日より2年以内に当機構に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日より14日以内に当機構に対して通知があったときに限り、お客様につき1名につき15万円を限度(当機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
(2)お客様が次に例示するよう事由により、損害を受けたときは、当機構は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
(1)天災地変、戦乱、暴動又はこれらに準ずる事由に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(2)運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
(3)運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに準ずる事由に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(4)官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
(5)自由行動中の事故
(6)食中毒
(7)盗難
(8)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
(9)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(ハイヤー・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供者の責任とします。
- 12.特別補償
当機構は前項の規定に基づき当機構の責任が生じるか否かを問わず、当機構約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急遽な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、お客様1名につき死亡に賠償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により3日以上になったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金1名につき15万円をもって限度とします。ただし、1名又は1対あたり110万円を限度とします)を支払います。
- 13.個人情報の取扱い
(1)当機構は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。か、当機構の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
(2)お客様が当機構にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供しただけの場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがされない場合、お客様の申し込み、ご連絡をお受けできないことがあります。
(3)当機構は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺いいたします。この個人情報、は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当機構が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当機構に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- 14.旅行条件・旅行代金の基準
本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2019年8月5日の基準に基づきます。

企画・実施・お問い合わせ

北海道知事登録旅行業第3-625号 (一社)全国旅行業協会正会員

NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構

総合旅行業務取扱管理者 山崎 麻衣子

募集型企画旅行実施可能地域:釧路市、弟子屈町、鶴居村、津別町、足寄町

〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6-20

TEL0154-67-3200 FAX0154-67-3024 営業日(無休) 営業時間 9:00～18:00